

The Current Status and Issues of Home Economics in Elementary School Teacher Training Courses : Syllabus Analysis in Junior College

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 近藤, 清華 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/368">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/368</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 小学校教員養成科目としての家庭科の現状と課題

— 短期大学のシラバス分析から —

近藤清華

## はじめに

家庭科は、教育課程の一教科であり、衣・食・住・家族・家庭生活・保育・消費・環境等に関わる様々な内容を扱っており、人間形成になくってはならない教科である。家庭科とは、「家庭生活を中心とする人間の生活に必要な諸事項の内、学校において計画的に指導する必要のあるものを系統的に編成した教科である」<sup>1)</sup>といえる。

家庭科教育を歴史的に概観すると、小学校では、1947（昭和22）年に、学校教育の課程に一教科として位置づけられた教科である。また、学習対象は、自分と家族の生活であり、生活自立能力を身につけることを目標とし、社会の変化や時代の要請に沿って、1947（昭和22）年から2008（平成20）年までに、学習指導要領は7回の改訂を経てきた。小学校家庭科の授業時間数の変遷をみると、1958（昭和33）年から1989（平成元）年までは、第5・6学年ともに70単位時間ずつであり、週あたり2時間であったが、1998（平成10）年改訂からは、第5学年で60単位時間、第6学年で55単位時間となり減少している。

中学校では、1947（昭和22）年新制中学校の発足時には、農業・工業・商業・水産と並んで、「職業科」の一分科とされ、男女の別なく、その中の1つを選択するというようになっていた。1951（昭和26）年には「職業・家庭」に改められ、1958（昭和33）年改訂で「技術・家庭」が設けられた。内容については、1958（昭和33）年から、男子向きの「技術」と、女子向きの「家庭」で構成され、1977（昭和52）年改訂では、履修内容について男女の相互乗り入れを実施した。1989（平成元）年改訂では、履修領域に男女による差異を設けないこととなり、1998（平成10）年改訂では、技術分野と家庭分野の構成としている。中学校家庭科の授業時間数の変遷をみると、1958（昭和33）年改訂では、第1・2・3学年とも必須科目として各学年105単位時間（女子のみ）。1977（昭和52）年改訂では、第1・2学年で70単位時間、第3学年で105時間であり合計245単位時間。1989（平成元）改訂では、「技術・家庭」での時間数となり家庭科の授業時間数は、技術科と半分となり、家庭科のみの時間数は、第1・2学年で35単位時間、第3

学年で35～52.5単位時間に激減した。1998（平成10）年改訂では、さらに減少し、第1・2学年で35単位時間、第3学年17.5単位時間となっている。

高等学校では、1947（昭和22）年、独立の教科として諸科目が設けられ、自由選択制がとられた。1960（昭和35）年の学習指導要領改訂以来、女子の「家庭一般」4単位必修科目としてきたが、1994（平成6）年には、男女共同参画社会の中で、女子のみ4単位必修から男女4単位必修となり、新たな時代を迎えた。しかしながら、2003（平成15）年に必修教科として、「家庭基礎」2単科目の登場により、現在では、「家庭基礎」2単位、「家庭総合」4単位、「生活デザイン」4単位から、1科目を選択必修となっている。現在の高等学校家庭科での実施科目をみても「家庭基礎」2単位を必修としている高等学校が半数以上を占めているのが現状である。

小学校家庭科に着目してみると、被服、食物、家族の生活と住居の3領域で構成されていた家庭科の内容は、1998（平成10）年の学習指導要領改訂では、領域が廃止され、生活を総合的に捉える視点から、8項目〔(1)家庭生活と家族、(2)衣服への関心、(3)生活に役立つ物の製作、(4)食事への関心、(5)簡単な調理、(6)住まい方への関心、(7)物や金銭の使い方と買物、(8)家庭生活の工夫〕で示された。その後2008（平成20）年改訂では、領域ごとの示し方が復活し、小学校・中学校が同じ4領域となり、小学校家庭科の内容は、A 家庭生活と家族、B 日常の食事と調理の基礎、C 快適な衣服と住まい、D 身近な消費生活と環境で示された。このことは、中学校家庭科の内容との系統性や連続性を重視したことと、小学校・中学校の接続をスムーズにする意図があり、小学校段階の家庭科の学習は、中学校での学習内容を見据えた基礎・基本の習得が必要とされる。

家庭科を指導する教員となるためには、大学もしくは、文部科学大臣の指定する養成機関において一定の単位を習得、または、教育職員検定に合格して教育職員免許状を取得しなくてはならない。

教育職員免許法における家庭に関する専門科目の最低取得単位数の変遷をみると、1998（平成10）年の教育職員免許法の改定では、「教科に関する科目」の単位数が大幅に減少し、「教職に関する科目」の単位数が大幅に増えた。また、「教科または教職に関する科目」として新たに単位数が設けられた（表1）。この背景には、1997（平成9）年の教育職員養成審議会第1次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」がまとめられ、この中に、専門分野の学問的知識よりも、教え子や子どもとのふれあいを重視し、教員としての学校教育活動の遂行に直接視する「教職に関する科目」などをより充実することとあることから、1998（平成10）年の改訂で単位数が変更された。

小学校教諭免許状の授与を受ける場合の「教科に関する科目」の単位の修得方法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の「教科に関する科目」のうち1以上の科目について修得するものとする<sup>2)</sup>。としていることから、小学校教諭一種免許

表1 教育職員免許法における最低修得単位数

	昭和24(1949)年		昭和29(1954)年		昭和63(1988)年		平成10(1998)年											
	教科に関する科目		教職に関する科目		教科に関する科目		教職に関する科目		教科に関する科目		教職に関する科目		教科または教職に関する科目					
	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一種	二種	一種	二種						
小学校	24	12	25	20	16	18	32	22	18	10	41	27	8	4	41	31	10	2
中学校	30	15	20	15	40	20	14	10	40	20	19	15	20	10	31	21	8	4
高等学校	30	15	20	15	62	40	14	14	40		19		40		23		16	

状ならびに二種免許状を取得する場合、必ずしも、家庭科を履修しなければならないということは記されておらず、教員養成課程において、家庭科を学ばないまま、小学校教諭の免許状を取得することが可能となっている。

小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校2種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする<sup>3)</sup>。としていることから、指導法に関しても、小学校教諭二種免許状を取得する場合には、家庭科を履修しなくても可能である。しかし、家庭科の内容は家庭生活に関する内容を幅広く扱っており、さらに、調理や被服などの制作も含まれる。このことから、選択科目として位置づけられている家庭科に関する内容を、小学校教員養成を行っている短期大学ではどのような内容としているのか考察し、今後の課題を見出したいと考える。

そこで、本学を含め、全国の短期大学のうち、短期大学在学中に小学校教諭二種免許状を取得できる私立短期大学25校の「家庭科」に関する授業内容を分析し、現状を把握することを目的とする。

## 研究方法

### 1. 小学校教諭二種免許状取得可能な私立短期大学の現状

小学校教員養成を行っている私立短期大学は全国で25校あった。2年制の短期大学が23校でほとんどであり、3年制の短期大学が2校あった。また、17校が共学校、8校が女子校であった。地域別に見ると、北海道地方2校、関東地方10校、中部地方2校、近畿地方5校、中国地方1校、九州地方5校であり、関東地方に集中して短期大学があることが分かる。

学科構成をみると、こども学科が8校、子ども教育学科が2校、現代子ども学科が1校、児童

教育学科が7校、幼児・児童教育学科が1校、人間教育学科が1校、児童総合学科が1校、初等教育学科が2校、総合人間学科が1校、保育科が1校であった。こども（子ども）とつく名称を用いている短期大学が多く、次いで、児童、教育とつく名称を用いている短期大学であった。このことは、学科の内容が、幼稚園教諭や保育士資格の取得ができる短期大学であり、学問の対象が、児童のみならず、乳児や幼児に関しても含まれているからだと考えられる。

## 2. 分析対象

小学校教員養成を行っている私立短期大学の2013（平成25）年度シラバスを用いた。対象としたのは、2年間または3年間で小学校教諭二種免許状の取得が可能な私立短期大学とし、各短期大学ホームページから、シラバスの閲覧を行った。シラバスの閲覧が可能だった17校を対象とした。そのうち、11校は、小学校教諭免二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の3つの免許・資格が卒業と同時に取得でき、6校は、小学校教諭免二種免許状、幼稚園教諭二種免許状の2つの免許状の取得が可能であった。分析対象とした25校のうち、8校においては、シラバスの閲覧が不可能、または、各年開講科目のため、シラバスのない科目があったため分析の対象から外した。

## 3. 分析内容

小学校教科目である「教科に関する科目」として位置づけられている「家庭」（短期大学により名称は様々であったが、「家庭」としている短期大学がほとんどであったため、科目を総称して「家庭」とする）、「教職に関する科目」として位置づけられている指導法に関する科目「家庭科教育法」（短期大学により名称は様々であったが、「家庭科教育法」としている短期大学がほとんどであったため、科目を総称して「家庭科教育法」とする）の授業内容を分析・検討した。小学校学習指導要領を参考に、項目を設定し、その項目内容が、短期大学の授業において行われているか否かを分析・検討した。

## 結果および考察

### 1. 授業名称

「教科に関する科目」として、「家庭」を設置している短期大学が全てであり、2校が1単位科目の半期授業であり、1校が2単位科目の通年授業としていた。他14校は、2単位科目の半期授

業としていた。全ての短期大学において、「家庭」に関する科目は選択科目としているため、履修の状況は分からないが、小学校の教科目の一つとして学ぶことが可能であることが明らかとなった。

「教職に関する科目」の指導法として「家庭科教育法」を設置している短期大学が全てであった。2校のみ小学校教員免許状取得のためには、必修としている短期大学があり、小学校家庭科を指導する際に必要とされる、家庭科の意義から、指導方法などが学べる内容になっていた。

## 2. シラバスにおける内容

### 1) 授業目標

各短期大学のシラバスより、授業目標を、表2にまとめた。17校の短期大学をア～チと表記した。

いずれの短期大学においても、家庭科の教科内容、学習指導要領を踏まえた学習内容、家庭科の指導方法について記されており、特に、指導法科目「家庭科教育法」においては、指導案の作成、模擬授業を課している短期大学がほとんどであり、選択科目としている短期大学がほとんどではあるが、学習目標から、小学校教諭として家庭科を指導する際に必要な内容を学べることが確認できた。

### 2) 授業計画

短期大学におけるシラバスの「授業計画」から、授業内容を分析したものが表3である。シラバスの内容から、確実に行われていると判断したものを示した。

授業内容において、学習指導要領を参考にし、小学校家庭科に必要とされる内容を講義の中で行っているか否かを検討した。習得している知識・技術に関する内容を、「A 家庭生活と家族」4項目、「B 日常の食事と調理の基礎」9項目、「C 快適な衣服と住まい」8項目、「D 消費生活と環境」2項目とした。これらの内容が、短期大学の授業において行われているか否かを分析・検討した。

#### (A) 家庭生活と家族

家庭生活と家族に関する内容において、4項目全ての項目が、7割以上の短期大学で行われていることが明らかとなった。「家庭生活と家族の大切さ」、「家庭の仕事」、「生活時間」は15校(88.2%)であり、「近隣の人々との関わり」は13校(76.5%)であった。また、小学校教諭免許状取得の課程以外にも、家族や地域支援などを扱った授業もカリキュラムにあることから、他のカリキュラムの検討も必要だと感じた。また、「家庭科教育法」の中では、模擬授業や教材研究が中心となっているため、家庭科の教科書に示された内容は行われていると推測する。また、今

表2 短期大学のシラバスにおける「家庭」「家庭科教育法」に関する学習目標

科目名称	単位数	学習目標
ア 家庭(家族)	1	1. 家庭生活を見つめ、体験や実習を通して学ぶ小学校家庭科教育の特徴を理解し、実践する。 2. 生活の基本となる(衣・食・住・家族と環境の内容)知識や技術を身に付けることができる。
家庭科指導法	2	体験・実習などの活動を通して身につける家庭科の特質を理解し、どれぞれに合った指導法を身に付ける。5・6年生の生活体験や発達段階から、学習活動を予測して指導案を作成し、模擬授業をすることができる。
イ 家庭	2	1. 家庭生活に関心をもち、家庭科の意義や内容について理解できる。 2. 家庭生活、衣食住、消費生活と環境の各領域の内容および指導方法を理解できる。 3. 家庭科の教材を研究・分析し、各学年の取り扱いについて考えることができる。 4. 領域間・他教科と関連した指導内容・方法を考えることができる。
家庭科指導法	2	1. 指導法の工夫について考えることができる。 2. 教材を作成し、指導力を高めることができる。 3. 家庭教育やエコライフの重要性を認識し実践することができる。 4. 領域間・他教科と関連した指導法を理解し工夫することができる。
ウ 教科専門・家庭	2	小学校家庭科の内容として挙げられている項目に関する基礎知識・技能について学習し、小学校家庭科指導にあたる教師としての力量を高めることを目指す。
教科教育法・家庭	2	小学校家庭科を中心に家庭科教育の目標、内容、指導方法、評価について理解を深める。そして、家庭科指導に必要な基礎的知識及び実践力の基礎を養うことを目的としている。学習者にとって意義ある指導計画を作成できる能力を身につけることをねらいとする。
エ 家庭	2	小学校家庭科の授業を担当するために必要な知識と技能の習得により、自らの生活の中で実践し活かすことができる。 1. 家族・家庭生活、衣生活、食生活、住生活に関する基礎的・基本的知識と技能を身につける。 2. 生活を主体的に創る実践的な態度とはどのようなものかを理解し、説明できる。 3. 新教育課程の特徴を理解したうえで小学校家庭科の特質と役割を知り、説明できる。
家庭科指導法	2	1. 教科としての「家庭科」の意義が分かる。 2. 小学校家庭科の基礎・基本、学習方法の特質を理解し目標・学習内容について具体的に述べるができる。 3. 小学校家庭科の題材指導計画と学習指導案の作成ができる。 4. 学習目標を達成するための題材構成や授業の組み立てを工夫し、具体的な授業展開の提案ができる。 5. 授業についての講評、評価をしい、より良い指導法を考える向上心をもつことができる。
オ 家庭	2	小学校家庭科の教科内容、指導方法等の基本的な事項について、指導者に必要な知識理解とともに実践的な技能・態度を培うことを目標とする。
初等教科教育法(家庭)	2	小学校家庭科の目標や指導内容、指導方法に関する基本的事項を理解し、効果的な学習指導を実践するために指導計画を立てられることを目標とする。
カ 家庭	2	家庭生活に関わる衣・食・住、及び家族関係などの内容を理解する。
家庭科指導法	2	小学校家庭科の授業作りに必要とされる基礎知識と技術を身につける。
キ 家庭科概説	2	家庭科の基本的な知識や考え方が身につく
家庭科教育法	2	小学校家庭科の指導要領について理解する。衣服に関する基礎的な技術を習得し、指導することができるようになる。調理に関する基礎的な技術を習得し、指導することができるようになる。指導案の書き方が解り書くことができるようになる。
ク 家庭	2	・家庭科の成立経緯がわかり、家庭科教育の意義を理解する。 ・小学校家庭科の意義を理解し、家庭生活をより豊かにする「生活を見つめる力」「生活を創造する力」「ものづくりの技術力」「実践力」を育成する。
家庭科教育法	2	・学習指導要領の理解に基づきながら教科書で扱っている内容を調べ、教材と指導法を学ぶ。 ・題材の基礎・基本は何か、児童にどのように生活を見つめさせ課題をもたせたらよいか、実習を伴った授業や問題解決的学習、学んだことを家庭に返す授業はどうするのか、授業の組み立て方を学ぶ。
ケ 家庭	2	小学校家庭科授業の指導をするために必要な基礎的・基本的な学習内容について知識を身につける。家庭生活の向上・発展をめざした家庭生活の内容を科学的に学ぶことの意義を理解し、家庭生活の問題に気付き課題解決に向けて自主的に取り組んでいく態度や能力を身につける。
家庭科指導法	2	小学校家庭科における学習を指導するために必要な基礎的知識や技能の習得できるようにする。自主的に家庭生活に取り組むことのできる児童を育てるという家庭科の目標を理解しながら、学習指導の方法を考えることができるような知識や能力を身につけるようにする。
コ 家庭	2	1. 教科「家庭」の意義や目標について理解する。 2. 衣食住に関して日常生活に必要な基礎的・基本的な知識および技能を身につける。 3. 家庭生活の意義や機能を理解し、小学生の発達過程と学習内容を関連づけて展開することができる。
家庭科教育法【必修】	2	1. 家庭科教育の意義・目標を理解する。 2. 家庭科の各学習領域の目標および内容について理解する。 3. 家庭科の指導方法について理解し、教育実践力を養う。 4. 教育評価のあり方とその方法を習得する。
サ 家庭	2	家庭科のもつ楽しさに触れながら、小学校規定の4つの内容における目標と指導内容を知り、実践的態度に結びつくための指導の在り方を知る。
家庭科教育法	2	児童が興味をもって楽しく追求し、知識・技能を身に付けるための授業の工夫について、指導づくりや体験的に学習すること等を通して理解する。
シ 家庭	2	時代による家庭機能の変化により、私たちの家庭生活がどのように変化してきたかを軸に、家庭科教育の本質や学習指導要領の趣旨、構成について理解し、実践的な教材研究を行うことを目標とします。
家庭科教材研究	2	子どもたちの、衣・食・住や家族の生活などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的な知識や技能と、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てるための家庭科の学習を目標とします。
ス 家庭(通年科目)	2	小学校学習指導要領の「家庭科」の目標および内容を理解する。教育実践に必要な知識と技術を習得するために、全領域の教材を扱い、指導案の作成を練習し、模擬授業を体験する。模擬授業への検討・反省を通して教育実践への力を培いたい。
家庭科指導法	2	家庭科教育を通して、児童の主体性を重視した授業をめざす。科目の背景を学び、指導案の作成・模擬授業の実践を中心に児童への支援・指導に取り組む。
セ 家庭科要説	2	新しく構成された学習指導要領4内容に即して授業を展開する。実際の授業を想定し、自らが実践力を伴った教員となるための知識や技術を習得する。
家庭科教育法	2	家庭科の目標、内容、家庭科教育に関する基本的な考え方を踏まえた上で、教材の特性、児童の発達段階に応じた家庭科教育に関する具体的な指導方法、即ち「人間としての自立の基礎と家庭生活を大切にすること」を育む授業展開法の習得を目指す。
ソ 家庭科要説	2	家庭科教育の意義と目標、内容と構成、指導法など基本的な知識の大意について理解する。
家庭科指導法	2	小学校学習指導要領「家庭」を基本に、家庭科教育の意義について理解を深め、効果的な学習指導を行うことができるようになることを目標とする。
タ 家庭	1	1) 布素材の材料について理解し、基礎縫い、ミシンの扱いができる。 2) 服類の管理(洗濯、保管、選択)について実践できる。 3) 栄養について理解し、簡単な調理の指導ができる。 4) 家庭経済について理解する。 5) 家族の在り方を社会との関係において理解する。
家庭科教育法	2	1) 家庭科学習指導案を作成することができる。 2) 指導案に沿った授業の展開ができる。 3) 指導をするうえでの基礎的な知識・技能を習得している。
チ 家庭	2	小学校における家庭科を指導するために必要な基礎的知識や指導法を学び、社会や家庭生活の変化に対応できるようにする。さらに、新しい学力観に基づいて、発達段階に応じた効果的な指導法や教材開発に発展できるようにすることを目標とする。
家庭科教育法【必修】	2	小学校における家庭科を指導するために必要な基礎的知識や指導法を学び、模擬授業を通して授業実践力を育成することをねらいとする。

表3 各短期大学のシラバスにおける「家庭」に関する内容の有無

	項 目	短期大学の割合
A 家庭生活と家族	家庭生活と家族の大切さ	15校 (88.2%)
	家庭の仕事	15校 (88.2%)
	生活時間	15校 (88.2%)
	近隣の人々との関わり	13校 (76.5%)
B 日常の食事と調理の基礎	食事の役割	15校 (88.2%)
	体に必要な栄養素の種類と働き	16校 (94.1%)
	食品の栄養的特徴	16校 (94.1%)
	一食分の献立作成	13校 (76.5%)
	調理の計画 (材料の分量, 手順)	15校 (88.2%)
	調理の手順 (材料の洗い方, 切り方, 配膳, 片付け)	15校 (88.2%)
	調理実習 (ゆでる, いためる) 【実習】	4校 (29.4%)
	調理実習 (米飯, みそ汁) 【実習】	6校 (41.7%)
C 快適な衣服と住まい	日常着の着方	15校 (88.2%)
	日常着の手入れ	15校 (88.2%)
	布を用いた製作の計画	15校 (88.2%)
	被服制作 手縫い 【実習】	14校 (82.3%)
	被服制作 ミシン 【実習】	7校 (41.7%)
	安全な用具の取り扱い (アイロン, ミシン, 針, ハサミ)	9校 (52.9%)
	住まいの整理・整頓・清掃の仕方	16校 (94.1%)
	季節に合わせた快適な住まい	15校 (88.2%)
D 身近な消費生活と環境	物や金銭	14校 (82.3%)
	身近な環境	15校 (88.2%)

※ 17校のうち、授業内容が行われている短期大学の割合

回の学習指導要領の改訂で、第4学年までの学習を踏まえ2学年間の学習の見通しを立てさせるために、ガイダンス的な内容として、「自分の成長と家族」の項目を設定し、第5学年の最初に履修させることとしている。そのため、小学校で初めて学習する家庭科の大切な内容になるため、家庭生活と家族の大切さに気づくことができる授業展開ができるよう、短期大学の授業においても、家族の一員として成長する自分を肯定的に捉えさせるような意識付けも重要であるとする。

(B) 日常の食事と調理の基礎

日常の食事と調理の基礎に関する内容において、9項目を設定した。知識に関する内容を7項目、技術（調理実習）に関する内容を2項目とした。知識に関する内容として、最も多く行われ

ていた内容は、「体に必要な栄養素の種類と働き」、「食品の栄養的な特徴」で16校（94.1%）であり、次いで、「食事の役割」、「調理の計画（材料の分量，手順）」、「調理の手順（材料の洗い方，切り方，配膳，片付け）」、「調理の安全，衛生」で15校（88.2%），「一食分の献立作成」13校（76.5%）であった。概ね，食生活に関する知識の内容は行われていることが明らかとなった。2008（平成20）年の学習指導要領改訂では，食育の推進をねらいとしており，食事の役割や栄養を考えた食事，調理などの学習活動を一層重視することが示されている。特に1998（平成10）年の改訂で中学校へ移行された五大栄養素についての学習が再びその基礎的事項を小学校で扱うことになったことが特徴である。また，調理実習に関しては，「調理実習（米飯，みそ汁）」が6校（41.7%），「調理実習（ゆでる，いためる）」が4校（29.4%）であり，あまり行われていないことが明らかとなった。このことは，短期大学における施設・設備の問題もあるが，1998（平成10）年の改訂以来，被服制作や調理での指定題材がなくなり，米飯とみそ汁のみが必須として扱われていることにも関係していると考えられる。また，シラバスの記載において，曖昧な内容に関しては，実施していないものとしたため，実際には，調理実習を行っている短期大学が今回の結果よりも多い可能性もある。

食生活に関する内容は，理科，体育等の教科や学校給食との関連を考慮することも必要であり，幅広い，知識・技術の習得が必要となる。

### (C) 快適な衣服と住まい

快適な衣服と住まいに関する内容において，8項目を設定した。知識に関する内容を7項目，技術（被服制作）に関する内容を2項目とした。衣生活に関する内容として，最も多く行われていた内容は「日常着の着方」，「日常着の手入れ」，「布を用いた製作の計画」で15校（88.2%）であり，次いで，「安全な用具の取り扱い（アイロン，ミシン，針，ハサミ）」で9校（52.9%）であった。「安全な用具の取り扱い（アイロン，ミシン，針，ハサミ）」に関する内容は，被服製作を行う際に，必要とされる安全な用具の取り扱いに関するものであり，用具全般についての内容を行っている短期大学が半数であることが明らかとなった。被服製作の授業の中で，安全な用具の取り扱いを含んだ内容のものになっている可能性もあるが，シラバスの中で，「安全な用具の取り扱い（アイロン，ミシン，針，ハサミ）」に関する内容が明記されていたのは半数程度の短期大学であった。

被服実習に関する内容としては「手縫い」が14校（82.3%）であり，基礎縫いに関しては8割以上の短期大学で行われていることが明らかとなった。また，「ミシン」に関しては，7校（41.7%）であり，ミシンでの実習を行っているのは，半数以下の短期大学であった。これも，調理実習と同様，短期大学における施設・設備の問題があるが，現在，家庭でのミシンの普及率は減少傾向にあり，1990（平成2）年では，80%程度であった普及率は，現在は60%程度である。

このことを踏まえると、ミシンの使い方から、製作に関してまでを授業で扱うのは重要であると考える。

住生活に関する内容は「住まいの整理・整頓・清掃の仕方」が16校（94.1%）、「季節に合わせた快適な住まい」が15校（88.2%）であった。住生活に関する内容は2項目のみであったが、多くの短期大学で住生活に関する内容が行われていることが明らかとなった。2008（平成20）年改訂の学習指導要領において、1998（平成10）年の改訂と大きく変わったところは、環境に関する内容を独立させた点である。また、衣生活と住生活が同じ領域になったこともあり、衣生活と同様、住生活に関しても身近なものとして捉えることが重要である。小学校家庭科の住生活に関する内容は、身の回りの整理・整頓、清掃などの生活行為や家族との住まいの関わりに重点をおくことが大切でありハードウェアとしての住生活の学習にならないよう気をつけなければならない。

#### **(D) 身近な消費生活と環境**

身近な消費生活と環境に関する内容においては、「身近な環境」が15校（88.2%）、「物や金銭」が16校（82.3%）であり、ほとんどの短期大学において、消費生活や環境に関する内容が行われていることが明らかとなった。消費生活、環境に関する内容は、社会の変化に対応して、2008（平成20）年改訂の学習指導要領の小学校家庭科において新たに一つの学習内容として設定された。さらに、衣食住に関する領域との関連の中で学習をする必要が示された。身近な生活における消費と環境の学習を通して、物や金銭の使い方への関心を高め、環境に配慮することの大切さに気づかせることが大切であり、短期大学の授業においても、このような意識づけをしていくことが必要であると考えられる。

### **今後の課題**

小学校教員養成を行っている短期大学において、授業内容を分析した結果、家庭科教員として必要とされる知識・技術の習得が概ねできることが明らかとなった。しかし、必修科目としていくところはごくわずかであり、今後、短期大学という短い教育課程の中での家庭科の指導内容の習得に向けて、充実を図る必要があると考える。特に、家庭科の特徴ともいえる、調理実習や被服制作に関する内容の充実が図れるような取り組みも必要であり、実習関係の授業内容の現状を把握していきたい。

さらに、短期大学を卒業後、小学校教員となっている卒業生の現状を把握し、短期大学における小学校教員養成のあり方を考えたい。

#### 引用文献

- 1) 佐藤文子・川上雅子,「家庭科教育法 改訂版」,高陵社書店,2010(平成22)年,p.5
- 2) 文部科学省,教育職員免許法施行規則第一章第三条
- 3) 文部科学省,教育職員免許法施行規則第一章第六条

#### 参考文献

- 1) 文部科学省,「小学校学習指導要領解説家庭編」,2008(平成20)年
- 2) 教師養成研究会家庭科教育学部会編著,「小学校家庭科教育研究」,学芸図書株式会社,2011(平成23)年
- 3) 池崎喜美恵,「小学校指導法 課程」,玉川大学出版部,2013(平成25)年

(提出日 2013年9月27日)